

さいたま市教組情

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saitama@kyoui.ku-net.org
2004.12.15
(水)
No. 76

るよう、働きかけを強めたいと考
えます。九月三日の市教委による指
導にもとづいた回復措置を改めて求
めます。

取つてしましか?

泊をともなつ

超過勤務

の振替

勤務時間110番

取つてしましか?

泊をともなつ

超過勤務

の振替

【S 小】

校長は振替をとるよう話をするが、実際問題としてなかなか取れない。夏冬の休みにOK。館岩、一日と七時間。修学旅行、七時間。
※ 駅伝の朝練も振り替えていいとの事。ただし、なかなかこれていないが。

【K 小】

各自調整をとつてほしいという話が校長よりあつたとの事です。（時間は言わていっていない）実際は、誰も調整を取つていないです。

一、ほぼ全ての職場で、割り振り変更が行われていました。このことは、この間の取り組みの成果と言えます。

二、しかし、変更時間が「納得できない」職場は、半数でした。したがつて、これらの職場のみさんが、「納得できる」変更時間を獲得でき

修学旅行六時間。でも、実際にはもつと超過している。旅行の翌日、授業を一時間減少させてほしいと担任から要望を出し実施してもらつた。しかし、本来管理職がきちんと言るべき内容であるはず。

【S 中】

今年度の調整時間です。

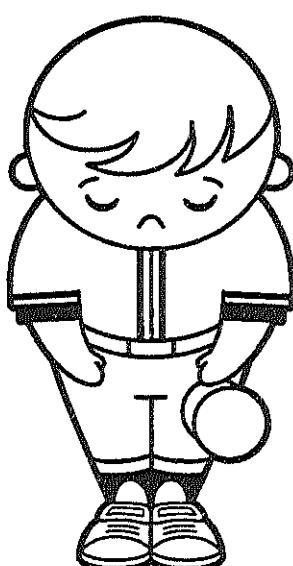
一年（林間学校） 十四時間三十分
三年（修学旅行） 十一時間三十分

【H 小】

職員会議の時は、四時十五分終了をうるさく言うが、その他の会議は何も言わない。その時、勤務時間を過ぎても何も言わない。

お詫びと訂正

前号（七五号）で、ボーナスの支給額を「二・四ヶ月分」とお知らせしましたが、「二・三ヶ月分」の誤りです。お詫びして訂正します。



- 勤務時間以前出発及び以後の帰着時間の他、旅行先での勤務時間を超えた部分も回復措置を
- 教職調整額は時間外手当ではない
- 特殊業務手当は、著しい負担に対するもの時間外手当ではない

三、変更時間が割り振られたところでも、多忙化の中で割り振り変更が取れない状況が見られます。割り振り変更がきちんと取れるように、改めて要望したいと考えます。

さいたま市教組では、全分会を対象にこの調査を実施しました。すると、次のような実態が分かりました。

県知事は、「新しい歴史教科書をつくる会」の前副会長高橋史朗明星大教授に、教育委員への就任を要請しました。これに、県民から反対の声が多数寄せられています。

高橋氏は、靈感商法など

の詐欺商法で社会的批判を浴びている統一協会の「廣告塔」として、頻繁に講師を務めています。また、右翼団体の幹部も務めてきました。改憲を主張する「日本会議」の関連団体「日本青年協議会」を設立したり、「日本教育研究所」の初代事務局長になつたりしています。こうした人に教育委員を任せるのは大きな問題があります。また、「つくる会」の歴史教科書の監修者ですから、特定教科書の直接的利害者です。文部科学省が「採択の権限がある」としている教育委員には、公正中立が厳しく求められます。

ほつと
タイム



【抗議先】

- 埼玉県庁「知事への提言」専用 FAX 048-825-1616
○ 埼玉県庁HP「知事の部屋」提言コーナー a2840-02@pref.saitama.lg.jp